

## 東三河広域連合家族介護用品給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東三河広域連合家族介護用品給付事業（以下「この事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の49の規定に基づく保健福祉事業として、東三河広域連合（以下「広域連合」という。）において清潔で快適な在宅介護環境の保持と介護をする家族の経済的負担の軽減を図るため、重度の要介護認定を受けた広域連合の被保険者（以下「要介護者」という。）を在宅で介護する低所得世帯の家族に対し、介護に必要な消耗品類（以下「介護用品」という。）を給付する。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、広域連合とする。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、広域連合構成市町村内に住所を有し、属する世帯が市町村民税非課税であるもので、次に掲げる要件を全て満たす要介護者（以下「該当要介護者」という。）を介護している主たる介護者の1人（以下「家族介護者」という。）とする。

- (1) 広域連合構成市町村内に住所を有すること。
- (2) 要介護認定が要介護4又は要介護5であること。
- (3) 家族介護者から在宅で介護を受けており、介護保険施設又は見守りや支援等を受けられる居住系施設に入所していないこと。
- (4) 属する世帯が市町村民税非課税であること。

(介護用品)

第5条 対象となる介護用品は、別表のとおりとする。

(給付額)

第6条 該当要介護者1人あたりの給付額は月額8,300円（年度内最大99,600円）とする。

(申請)

第7条 介護用品の給付を受けようとする家族介護者は、家族介護用品給付事業申請書（様式第1号。以下「給付申請書」という。）を広域連合長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第8条 広域連合長は、給付申請書を受理したときは速やかに内容を精査し、家族介護用品給付事業対象者決定通知書（様式第2号）により給付決定又は申請却下を当該申請者に通知する。

(期間)

第9条 介護用品を給付する期間は、第7条の申請を受理した日の属する月の翌月（以下「給付開始月」という。）から給付開始月の属する年度の3月31日までとする。

(給付)

第10条 介護用品の給付は、給付を受ける者（以下「受給者」という。）に対して交付する家族介護用品給付券（以下「給付券」という。）を受給者が次条に規定する家族介護用品取扱登録事業所（以下「取扱事業所」という。）において介護用品と引き換えることにより行う。

- 2 給付券は、第6条に規定する月額給付額に、前条に規定する給付期間における月数を乗じた給付額に応じて、当該年度の4月分から9月分まで及び10月分から翌年の3月分までに分けて交付する。
- 3 給付券は、1枚につき当該給付券の表示金額相当の介護用品と引換えできるものとする。ただし、介護用品の価格が使用する給付券の額面合計に満たない場合にあっては、給付券を使用することはできない。
- 4 給付券は、当該給付券に表示のある引換期限までの間において、介護用品と引換えできるものとする。この場合において、引換期限は前条に規定する給付期間の末日とする。
- 5 給付券は、介護用品以外の物品と引き換えることはできない。また、給付券を他人に譲渡したり、換金若しくは担保として提供したりすることはできない。

(取扱事業所)

第11条 取扱事業所として登録を希望する事業者は、あらかじめ家族介護用品取扱事業所(新規・変更)登録申請書(様式第3号)に債権者登録申請書を添えて広域連合長に提出しなければならない。

- 2 広域連合長は、第1項に規定する事業所の登録を行ったときは、家族介護用品取扱事業所登録通知書(様式第4号)により事業者に通知する。
- 3 取扱事業所の事業者は、登録内容に変更があったときは、速やかに家族介護用品取扱事業所(新規・変更)登録申請書(様式第3号)を広域連合長に提出しなければならない。
- 4 取扱事業所の事業者は、給付券と介護用品の引換え取り扱いを中止するときは、あらかじめ家族介護用品取扱中止申出書(様式5号)を広域連合長に提出しなければならない。
- 5 前項の規定に関わらず、広域連合長は、取扱事業所が給付券を適正に取り扱うことができないとみなしたときには、登録を取り消すことができる。

(請求)

第12条 取扱事業所の事業者は、引換えを行った月に使用された給付券を取りまとめ、家族介護用品給付券貼付用台紙(様式第6号。以下「台紙」という。)に貼付し、給付券を貼付した台紙とともに家族介護用品給付事業請求書(様式第7号。以下「請求書」という。)により、原則として翌月10日までに広域連合長へ提出し給付費用の請求をする。ただし、特段の事由により請求が引換えを行った月の翌月10日までにできなかつたものについては、請求が可能になった翌月10日までに広域連合長へ提出し給付費用の請求をするものとする。

- 2 この事業による介護用品の引換えに際し、給付券の額面の合計金額以外に要した経費は、取扱事業所の負担とする。

(支払)

第13条 広域連合長は、前条に規定する請求を受けたときは台紙及び請求書の内容を精査したのち、速やかに給付費用を支払うものとする。

(給付の中止)

第14条 受給者又は該当要介護者が第4条の規定に該当しなくなったときは、給付を中止する。

- 2 受給者は、前項に該当したときは、家族介護用品給付中止申出書(様式第8号。以下「給付中止申出書」という。)に当該時点で保有する交付済みの給付券を添付して広域連合長に提出しなければならない。

- 3 広域連合長は、給付中止申出書が提出されたときは、直ちにこの事業の給付を中止することができる。
- 4 広域連合長は、第10条第2項に規定する給付券の交付時点において第1項の事由を確認し、いずれかに該当したときは家族介護用品給付中止通知書（様式第9号）により受給者に通知し、中止を決定した日の属する月から給付を中止する。

（返還）

第15条 広域連合長は、受給者が偽りその他不正の手段により給付を受けた場合は、未使用の給付券及び給付金額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、この要綱において必要な準備行為は、要綱の施行日以前においても行うことができるものとする。

（事業開始に伴う特例）

- 2 第9条に規定する介護用品の給付期間は、平成30年4月に限り、当該月内に第7条の申請をした場合は当該月から平成31年3月31日までを介護用品を給付する期間とする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、改正前の東三河広域連合家族介護用品給付事業実施要綱の規定により作成されている様式第1号、様式第3号、様式第5号、様式第6号、様式第7号及び様式第8号は、改正後の東三河広域連合家族介護用品給付事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、改正前の東三河広域連合家族介護用品給付事業実施要綱の規定により作成されている様式は、改正後の東三河広域連合家族介護用品給付事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

対象介護用品	摘 要
紙おむつ類	介護用紙おむつ、リハビリパンツ
尿取りパッド	尿取りパッド、補助パッド
使い捨て手袋	
清拭用品	清拭に使用する使い捨て材料及びドライシャンプーなどの清拭材
口腔（くう）ケア用品	スポンジ又は綿式のブラシ等の介護用口腔ケア用具
ポータブルトイレ用品	消臭剤、尿吸収剤、処理袋 ※ポータブルトイレ専用のもの
尿吸収防水用品	防水シート、吸水シート ※繰り返し用、使い捨て用のどちらも可。
食事エプロン	食事エプロン、使い捨てエプロン
介護用衣類	介護用寝間着、介護用肌着、介護用下着